



- 9 / 20 第5回地方分権改革推進会議 財務省；義務教育費国庫負担問題提言
- 10 / 3 地方分権改革推進会議小委員会 文科省；政令市問題言及
- 10 / 9 第6回地方分権改革推進会議 全国知事会；国庫負担金は義務教育などに限定
- 10 / 15 財政制度等審議会財政制度分科会 規制緩和の事例に高校事務職員
- 10 / 30 政令指定都市担当者合同会議 給与負担の見直しにアンケート集計
- 11 / 2 第25回経済財政諮問会議 民間委員から規制緩和の対象として学校事務職員
- 11 / 12 第7回地方分権改革推進会議 論点整理で言及
- 11 / 27 指定都市が 地方分権改革推進会議事務局に意見書を提出
- 11 / 29 自治労第2回中央行動 政令市問題、規制緩和などを焦点に3省交渉

義務教育教職員の給与負担を政令市に移す問題

11月29日、自治労第2回中央行動のうち義務教育教職員の給与負担を政令市に移す問題を整理してみる。総務省の原調整課補佐は義務教育費国庫負担制度の問題は今年はない。政令市問題について、事務栄養職員だけが政令市に行くという話にはならない。移す場合は税源問題もセットである。文科省もすぐにやるという話はしていない。こういう考え方もあるということで、政令市側の話も聞いて進めると述べている。政令市側は給与費のみの肩代わりは反対との申し入れを地方分権改革推進会議事務局におこなっている。

財務省平井主計官補佐は、義務教育費国庫負担制度の課題はまだ検討中だ。政令市問題は国、県、政令市が3分の1という話なら理解できる。国庫負担制に手をつけることを断念しろと言う皆さんのお気持ちは分かるが方針を変えるつもりはない。

文部科学省勝山補佐は義務教育費国庫負担制度の問題は本年は安心していい。政令市の問題は財務省が検討する前に玉出しした。昭和24年当時から課題となっていたものである。任命権とのねじれは問題である。政令市に移す場合は、給与負担だけではなく定数なども含めた移行を考えている。現在は初中局企画課と財務課で検討している最中である。栄養職員の方が声が大きいため、学校事務の存在感を強めて欲しい。文科省も省庁合併で新たな分野を抱えている。厳しい状況ではある。

学校事務職員の必置規制を緩和する問題

同じく第2回中央行動の中で、規制緩和に関する問題をまとめる。義務制の学校事務職員のみならず、高校の事務職員も教職員定数法で国の必置規制のもとに配置されている。地方自治体職員で国の必置規制がかかっているのは、主なものとして、教職員以外では、警察官と消防職員である。このうち消防職員については基準と改められている。残るのは教職員と警察官。

10月15日、財政制度等審議会財政制度分科会第4回部会で、突然委員から、高校事務職員の必置規制があるために、大学のように事務職員をアウトソーシングできないのだと発言がでてきた。11月2日、経済財政諮問会議では学校事務職員、栄養職員の必置規制の是正を求める民間4委員のレポートがでてきている。この件に関して財務省の平井主計官補佐はこちらからペーパーを出して話してもらったと言うことはないと言っている。このような建前の話を信じるわけには行かない。

自治総研島田研究員の講演 地方自治学会での石原信雄氏の発言など

中央行動後に自治労本部で幹事対象の島田恵司研究員の講演会を企画した。

講演の骨子は以下の通り。

現在の流れは経済財政諮問会議がつくっている。実質的に担っているのは財務省主計局。分権改革推進会議が12月12日に中間まとめを作成する方向。このまとめに注目。12月19日、地方財政対策、12月20日、財務省の予算編成内示と続く。来年度に学校事務職員について動きが出るとすると以上の日程。しかし、法律改正を伴う課題なので日程的に困難ではないか。

2001年末に地方交付税を改正する。市町村合併を促進するために小さい自治体には締め付けをする。2002年6月に交付税算定資料が出て数字的に明らかになる。2002年3月には総務省（西尾委員会）と自民党それぞれから自治法改正についての中間まとめが出される予定。市町村合併が一段落した段階で自治法を全面改正する。

改正の方向性について石原信雄元内閣官房副長官が地方自治学会（2001年11月24～25日）で講演した。一つは基礎自治体を市とする。合併しないで残った町村は都道府県が事務を補完する。もう一つは義務教育費国庫負担制度を交付税措置へと切り替える。文科省内でもこのようなことを考えている人もいる、が石原氏の発言内容。ただし、地方交付税総額が20兆円、これを来年度は18兆円に削減する話がある中で、3兆円規模の国庫負担金を一気に交付税にすることは乱暴な議論である。だが、財務省だけではなく、総務省関係も教職員の国庫負担制度の見直しを打ち出してきたことは重要である。また、文科省も硬直化した人件費に縛られるより、他に展開したい政策等に今後の活路を見いだしていきたいのではないか。

第2回中央行動での文部科学省の他の課題

義務制の教職員の給与を政令市部分には県から政令市に移す課題、高校事務職員を含んだ必置規制の問題以外では、国立大学の独立法人化に伴って教員が国家公務員でなくなると、人事院の勧告の対象外となり、給特法の根拠を失って、これをモデルとした全国の教員の給与体系が示せない課題が大きい。この点について勝山補佐は省内の補佐級の勉強会を作って検討を行っている、と回答した。

学校事務職員の時間外手当の基準が一般行政では7%なのに対して6%でしかない点の改善については勝山補佐は実績を作ることが先であると回答。これに対して岩手の高校からその意見は実体をみていない。出先であるので時間外が認められないような仕組みができているのだと反論。このほかに文科省に対して共同で交渉した大都市共闘教育部会からIT講習会が現実的な課題が示され、引き続き協議することとなった。

義務教育費国庫負担問題は新たなステージへ

1985年以来、当時の大蔵省による学校事務・栄養職員に限定した義務教育費国庫負担制度の見直しは、当時と比べものにならない国家財政の危機状況の中で新たなステージに来ている。それは、教員も含めた義務教育費国庫負担制度そのものが問われているということである。第1段階として、県が市町村をコントロールしていた上意下達体制が破綻し、任命権がある政令市のねじれの解消が持ち上がっている。栄養教諭は平成18年度から実施されると予測できる（今年から始まった新たな定数改善計画が切り替わる時期を目安）。同時期かその前後に政令市へ教職員給与費やその他の権限を移すことが考えられる（一説に平成16年）。しかし、これは義務教育費国庫負担制度内の玉出しである。次は、義務教育費国庫負担制度そのものを廃止すること道筋。このように検討する人たちもできてきている事実をしっかりと把握しておく必要がある。それはまた、警察官を含めた地方自治体への国家規制を再検討することと無関係ではありえない。

いかなるステージに立とうと、地方自治にたった学校事務の構想が必要である。